



赤ちゃんが生まれたら

出生届を出しましょう **必須**

市民課 0798-35-3128

赤ちゃんが生まれて最初に行う手続きです。生まれた赤ちゃんの戸籍と住民票を作成します。

- いつ** 生まれた日を含め14日以内。赤ちゃんの名前を決めてから。
- どこで** 届出人の所在地・本籍地・出生地のいずれか

- 必要なもの** 出生届書(出生証明書)、母子健康手帳
※父母ともに外国籍の場合は事前にご相談ください。
- 他にも** 健康保険への加入、医療助成や児童手当の申請を。(P19、申請・手続欄参照)

西宮市の場合

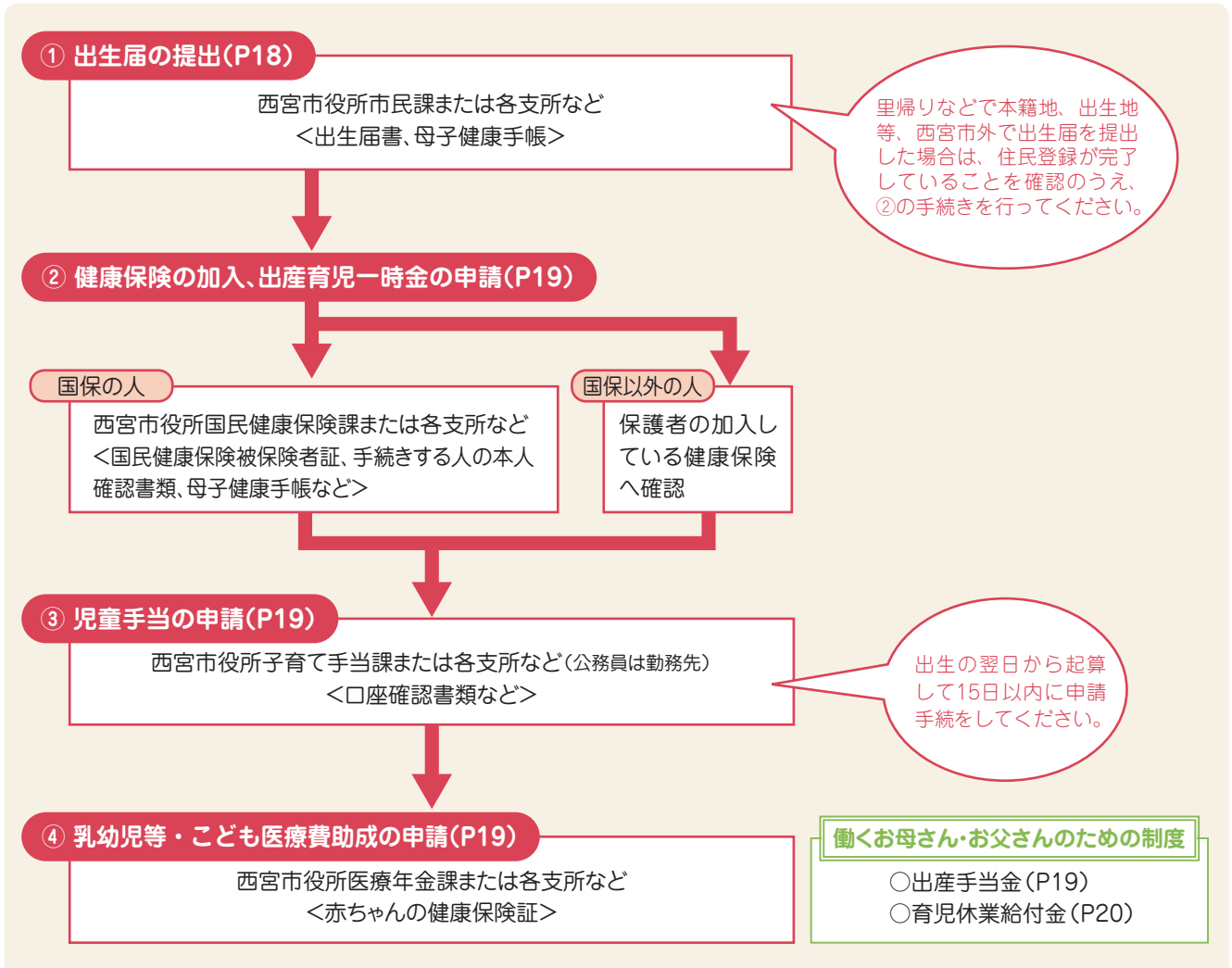
| 場所 | 地図 |
|---------------------|---|
| 市民課(市役所本庁) | P6 K-1 |
| 支所(鳴尾、瓦木、甲東、塩瀬、山口) | ㊟ P7 O-4 ㊟ P5 G-6 ㊟ P5 F-3 ㊟ P3 F-4 ㊟ P2 A-3 |
| アクタ西宮ステーション | P5 F-6 |
| 市民サービスセンター(上甲子園、夙川) | ㊟ P7 O-1 ㊟ P6 J-1 |

※時間外の戸籍の届出は本庁の時間外窓口にて受領しております。問合せ先は施設一覧(P97)参照。

赤ちゃんが生まれたら母子健康手帳1ページ目の封書を出しましょう!

- ◆封書が出されましたら保健師などからご連絡の上、概ね2か月までの赤ちゃんがおられるご家庭を対象に、保健師・助産師が家庭訪問やお電話にてお子さんの発育や育児の相談をお受けしています。
- ◆お急ぎの場合や他市の母子健康手帳をご使用の場合は、お電話でのご連絡も受け付けております。
- ◆なお、出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんについては、届出することが法律で義務付けられておりますので、出産後速やかに封書をご提出ください。

出産後の手続きの流れ



※上記は一例です。健康保険加入状況等により手続きが異なる場合があります。詳しくはP19をご確認ください。

申請・手続き

子供が生まれてから行う主な手続きは下記のとおりです。日付厳守のものもあるので注意しましょう。

| 名称 | 内容(どんなもの) | 必要書類等 | 窓口(届先、申請先) |
|--|--|--|---|
| 健康保険の加入 必須 | 赤ちゃんの健康保険加入の手続き。 医療が必要な状態になったときに、医療費の一部を負担してくれる公的医療保険制度。詳細は加入している健康保険に確認。 いつ 出産後、できるだけ早く ※国民健康保険に加入の方は出生後14日以内に届出。 | 【西宮市国民健康保険の場合】 手続きする人の 本人確認書類、世帯主の マイナンバー(個人番号)のわかるもの | 【西宮市国民健康保険の場合】 国民健康保険課 0798-35-3117 (届出先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) 【西宮市国民健康保険以外の場合】 保護者の加入している 健康保険 |
| 乳幼児等・こども医療費助成 要申請 もらう | 健康保険が適用される医療費について、市が保険診療分の自己負担の全部又は一部を助成し、受給者の費用負担を軽減する制度。 いつ 出産後できるだけ早く 対象 高校3年生(18歳到達後最初の年度末)まで 助成額 入院・外来で健康保険が適用される医療費について、市が保険診療分の自己負担の全部又は一部を助成 | 赤ちゃんの健康保険証 | 医療年金課 0798-35-3131 (届出先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) |
| 児童手当 要申請 もらう 所得制限 | 育児にかかるお金を支援する制度。 いつ 出生の翌日から15日以内の請求で出生の翌月分から支給(出生届時に窓口で請求。公務員は勤務先へ)。 令和6年9月分まで(所得制限あり) 対象 中学3年生(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している人(両親のうち主たる生計維持者) 支給額 中学生または3歳以上小学生までの第1子・第2子:10,000円 3歳未満及び3歳以上小学生までの第3子以降:15,000円 令和6年10月分から(所得制限なし) 対象 高校3年生(18歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している人(両親のうち主たる生計維持者) 支給額 3歳未満:15,000円、3歳以上高校生まで:10,000円 ※ただし上記年齢にかかわらず第3子以降:30,000円 | 本人確認書類 請求者名義の口座確認書類 以下は必要な場合有 健康保険証 マイナンバー確認書類 委任状など ※不足書類があっても申請可能 | 子育て手当課 0798-35-3189 (請求先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) オンライン申請可(要マイナンバーカード) ※公務員は直接勤務先に 請求 |
| 出産育児一時金 もらう 要申請 | 加入者の出産等の費用に充てることのできるように一定額を支給。 いつ 出産時に加入している健康保険に請求 医療保険者から病院等に出産育児一時金を直接支払う制度(直接支払制度)もあります。 ※国民健康保険に加入の方は出産した日の翌日から起算して2年以内に申請 対象 健康保険加入者(妊娠4カ月(85日)以上での流産や死産も支給対象) | 【西宮市国民健康保険の場合】 健康保険証、出生証明書又は母子健康手帳(出生届出済証明のあるもの)、預金通帳等(口座番号のわかるもの、世帯主以外の口座へ振込む場合は委任状が必要)、分娩機関の領収・明細書、直接支払制度に関する合意文書、手続きする人の本人確認書類、世帯主及び分娩者のマイナンバー(個人番号)のわかるもの | 【西宮市国民健康保険の場合】 国民健康保険課 0798-35-3120 (届出先は上記、または各支所、 アクタ西宮ステーションなど) 【西宮市国民健康保険以外の場合】 保護者の加入している 健康保険へ確認 |
| 出産手当金 (働いている場合の給与保障) 一部 もらう 要申請 | 産休中の生活を支えるために、勤め先の健康保険から一定額を支給。 いつ 加入している健康保険に確認(出産後2年以内は全額請求可。) 対象 出産により仕事を休む女性で、健康保険に加入し、保険料を支払っていた方 | 健康保険証、母子健康手帳、預金通帳、出生証明書など。 加入している健康保険に確認を | 保護者の加入している健康保険 |

そのほか

●入院による養育が必要と医師が判断した未熟児に対して、指定医療機関での医療費及び食事療養費を助成する「未熟児養育医療費」(☎地域保健課 0798-35-3310)

産後ケア事業

要申請

※詳細はP74をご覧ください。

☎地域保健課 0798-35-3310

母親(養育者)の心身のケアと沐浴や授乳などの育児や休息のサポートをします。

病院や助産所でケアを受ける宿泊型・通所型、助産師がご自宅を訪問しケアを実施する訪問型があります。

乳児家庭全戸訪問事業

申込不要

子供家庭支援課

生後3か月頃の赤ちゃんがいる家庭に、子育てひろばや子育てコンシェルジュを実施している事業者が訪問します。

★子育て情報の提供を行ったり、不安や悩みをお聞きます。

★周囲に頼れる方がいないなど、必要に応じて、お近くの子育てひろば・子育てコンシェルジュなどの関係機関や、お住まいの地域の身近な相談先である民生委員・児童委員におつなぎできます。

対象 「保健師・助産師による新生児訪問(下記参照)」を実施済または実施予定のある家庭を除いたすべての家庭。

★事前に訪問事業者より訪問日時のご案内が届きます。

Hello!! New Baby♡

こんにちは

西宮市の

乳児家庭全戸訪問です

そのほか



●おおむね生後2か月までの乳児とそのご家族を対象に、保健師・助産師が訪問し、お子さんの発育・発達や育児の相談をお受けしています。詳細は地域保健課(☎0798-35-3310)へお問い合わせください。

働くママ・パパを応援

出産後も仕事を続けたい、子育てが落ち着いたら職場に復帰したいなど、仕事と育児の両立を目指すお母さん、お父さんをサポートする制度を紹介します。※母子健康手帳にも掲載されています。

下記以外にも子育て中に利用できる制度があります。**各制度の詳細は厚生労働省ホームページ等をご覧ください。**

各種支援制度

| 称名 | 内容 | 対象 | |
|-------|---|---|--|
| 産前・産後 | 産前休業 | 出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。 | 産前の女性労働者 |
| | 産後休業 | 出産日の翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務には就業できます。 | 産後の女性労働者 |
| | 産後パパ育休 (出生時育児休業) | 育児休業とは別に、原則として出生後8週間のうち4週間まで、2回に分割して休業することができます。 | 主に男性労働者(養子を養育している等の場合は女性も対象となる) |
| | 出生時育児休業給付金  | 原則として休業開始前賃金の67%が支給されます。 | 産後パパ育休(出生時育児休業)を取得した等、一定要件を満たした雇用保険被保険者(詳しくはハローワークへ) |
| 育児休業 | 育児休業 | 1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。育児休業は1人の子に対して2回に分割して取得できます。また、産後パパ育休と育児休業を合わせれば4回休業できます。 【パパ・ママ育休プラス】 父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。(ただし、1年間には出産日、産後休業期間、産後パパ育休期間を含みます。) 【育児休業期間の延長】 子が1歳以降、保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業を延長することができます。 さらに子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を再延長することができます。 | 原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者 |
| | 育児休業給付金  | 原則として休業開始後180日間は休業開始前賃金の67%、休業開始から181日目以降は50%が支給されます。 | 育児休業を取得した等、一定要件を満たした雇用保険被保険者(詳しくはハローワークへ) |
| 復職後 | 育児時間 | 1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。 | 生後1年に達しない子を養育する女性労働者 |
| | 短時間勤務制度 | 事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度(1日原則として6時間)を設けなければならないことになっています。 | 3歳未満の子を養育する男女労働者 |
| | 子の看護休暇 | 会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、1日単位又は時間単位で、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。(有給が無給かは会社の規定によります。) | 小学校就学前の子を養育する男女労働者 |

その他にも、3歳未満の子供を養育する男女労働者に対する勤務時間短縮等の措置のうち、短時間勤務制度及び所定外労働の免除が事業主の義務となっています。

市の労働相談

社会保険労務士が労働問題について適切なアドバイスをし、問題解決に協力します。

所在地：松原町2-37(西宮市立勤労青少年ホーム2階)

電話：0798-32-7170

毎週火曜日：15:00~19:00

第2・4土曜日：13:00~18:00

年末年始は除く

西宮総合労働相談コーナー

職場でのトラブルでお困りの方に対し、解決のお手伝いをします。

所在地：西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎3階

西宮労働基準監督署内

電話：0798-26-3733

月~金：9:00~17:00(12:00~13:00及び祝日除く)

パパの育児休業のポイント

近年の法改正により、お父さんも育児休業しやすくなっています。積極的に取ってみませんか。

●ママが仕事をしていなくても

妻が育児休業中や専業主婦でも育児休業が取得できます。

●分割取得できます

産後パパ育休も育児休業も、それぞれ分割して2回取得できます。

●ママと一緒にあるいは交代で育児休業を取ると

休業可能期間が1歳2か月に達するまで延長されました。

●早目に相談しましょう

勤め先の子育て支援制度や申請の方法を確認したり、休みを取る時期や期間を早目に相談をしましょう。余裕をもった引継ぎも大事です。

もう一度働きたい、自分を活かしたいなど

子育てもひと段落したので働きたい、自分のもっている資格や経験を活かしたいなど、子育てしながら就職を希望している方のための就職支援や仕事と子育ての両立に役立つ情報を提供しています。

| 名称 | 内容 | 所在地・問合せ |
|---------------------------------------|---|---|
| ハローワーク西宮 | 求人情報の提供、就職に関する職業相談や紹介、雇用保険の手続きを行っている公的な機関。マザーズコーナーもある。 【利用時間】月・水・金 8:30~17:15、火・木 8:30~18:00 第2・4土 10:00~17:00 (日・祝・年末年始は休み) ※雇用保険の各種手続き受付は、月~金 8:30~17:15。 求人受付の窓口は、月~金 8:30~17:15 | 池田町13-3 0798-22-8600 部門コード41# (マザーズコーナー) |
| しごとサポート ウェブにしきた (ハローワーク西宮サテライト) | 働きたい女性などを対象に、就労に関する相談や職業の紹介などを実施。女性就職支援ナビゲーターが就職をサポート。 【利用時間】月~金 9:00~17:00 (土・日・祝・年末年始は休み) | 高松町4-8 プレラにしのみや4階 0798-68-1021 |
| マザーズ ハローワーク三宮 | 就職を希望している女性や子育て中の方に、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな職業相談を行うハローワーク。キッズルームや授乳室・ベビーベッドを完備。ベビーカーを利用して子供と一緒に職業相談もできる。 【利用時間】月~金 10:00~18:30、第2・4土 10:00~17:00(日・祝・年末年始は休み) | 神戸市中央区小野柄 通7-1-1日本生命三宮 駅前ビル1階 078-231-8603 |

住まいの情報とサービス

子育て家庭の住まいの安定の確保を図るための制度や情報提供窓口があります。

| 名称 | 内容 | 窓口(届先、申請先) |
|-------------------|--|--|
| 市営住宅 所得制限 | 住宅に困っている方のために市が整備した低額な家賃の賃貸住宅(世帯条件や所得制限等の申込条件あり)。 募集時期は4月、7月、12月の年3回を予定。各回の募集住宅のうち、いくつかの住宅には以下の優先枠を設定。 【申込方法】 募集開始直前の市政ニュースに掲載 【優先枠】 子育て世帯、多子世帯、母子(父子)世帯、障害者、高齢者 | 西宮市営住宅 管理センター 六湛寺町10-3 市役所南館3階 0798-35-5028 |
| 県営住宅 所得制限 | 住宅に困っている所得の低い方向けに県が整備した賃貸住宅。また、公営住宅の収入基準を超える中堅所得者に対しても、特定公共賃貸住宅(特別賃貸県営住宅)がある。定期募集(毎月)と常時募集がある。 【申込方法】 右記窓口に問合せを。 | (株)東急コミュニティー 阪神南管理センター 六湛寺町14-5 (ハイス西宮ビル4階) 0798-23-1090 |
| UR賃貸住宅 (旧公団住宅) | 独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が主に大都市圏において供給する賃貸住宅。良好な居住環境を備えた賃貸住宅で、団地周辺に子育て関連施設が在するものもある。入居時の礼金、仲介手数料、保証人が必要なく、更新料も不要。※入居時に敷金(家賃の2ヶ月分)は必要 一部の賃貸住宅におきまして、子育て世帯の方が新規にご契約される場合、家賃減額制度が適用されます。詳細は、右記窓口までご連絡ください。 【申込方法】 右記窓口に問合せを。先着順・無抽選(新築住宅など一部は抽選) | UR神戸営業センター 神戸市中央区加納町4丁目 2-1神戸三宮阪急ビル8階 078-571-6789 |
| 住まいの情報提供 | 民間住宅への住み替えやリフォーム等住まいに関することに対して、市民生活相談窓口での専門家による相談業務、専門相談機関の紹介やパンフレットの配布等。 | すまいづくり推進課 0798-35-3778 |